



全協文書第 B19-0289 号

2020 年 5 月 13 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会長 一戸 隆男

**新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設の廃棄物処理について
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.37)**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

環境省では、新型コロナウイルス感染症の軽症患者等が療養する宿泊施設の廃棄物について、別添のリーフレットにしたがって処理するよう啓発していますので、お知らせいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」(令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)では、宿泊療養施設から排出された廃棄物は、感染性廃棄物として扱うよう記載されており別添リーフレットと齟齬があります。厚生労働省に確認したところ、環境省作成の別添リーフレットに基づき処理するよう説明がありましたことを申し添えます。

したがいまして、宿泊療養施設から排出される廃棄物は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物ではない廃棄物として処理できますが、従事者が取り扱うにあたり感染防止対策を確実に行なうことが重要とされておりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

また、環境省の下記 WEB サイトも参考になりますので、あわせてご確認ください。

敬具

記

【添付資料】宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ

【参考 WEB サイト】

1 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q & A

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronqa/index.html

2 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策に関する広報資料

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

3 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html

以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t_simo@j-bma.or.jp

宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ

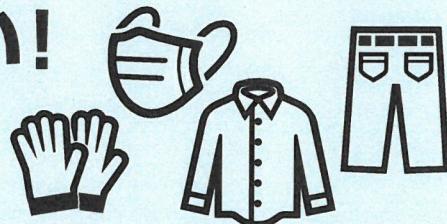
新型コロナウィルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設における
廃棄物の排出に当たっては次の対策を実施しましょう。

—ごみを取り扱う際に心がける3つのこと—

その1

ごみに直接触れない!

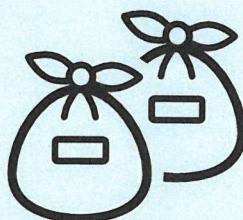
ごみに直接触れないようにするために、作業にあたる場合は手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用を徹底しましょう。



その2

しっかり縛って封をする!

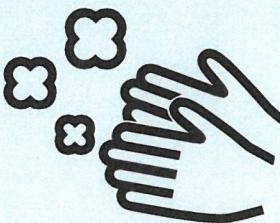
万一、ごみが袋の外面に触れた場合は、ごみ袋を二重にして封をしてください。ごみ収集車での袋の破裂を防止するため、ごみ袋の容量に余裕を持ち、袋の空気を抜いて出しましょう。



その3

ごみを捨てたあとは、 しっかり手を洗う!

ごみを取り扱ったあとは、石けんやアルコール消毒液による手洗いや手指消毒を徹底すること。気がつかないうちにごみに触れていることがあるので、念入りに洗いましょう。



宿泊療養施設から排出される廃棄物は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物ではない廃棄物として処理できますが、廃棄物を取り扱う作業員の感染防止のための対策を確実に行う必要があります。

※宿泊療養施設は、新型コロナウィルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設です。病院や診療所などとは異なり、医師等が医業を行う場所ではありません。
※廃棄物処理法上、感染性廃棄物は、病院などの医療関係機関等での医療行為等により発生する感染性病原体を含むなどした廃棄物をいいます。

宿泊療養施設から排出される廃棄物を廃棄物処理法上の感染性廃棄物として処理することにより、感染性廃棄物を扱う処理施設において、これらの廃棄物や感染性廃棄物の処理が集中し、停滞するおそれがあるため、廃棄物処理体制の継続・維持に十分配慮ください。

